

## (介護予防)小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「尾道市指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年尾道市条例第72号)」第84条、第86条、「尾道市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年尾道市条例第73号)」第49条の規定に基づき小規模多機能型居宅介護サービス提供に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業者について

事業者の名称	社会福祉法人新生福祉会
代表者の氏名	理事長 山中康平
事業者の所在地	広島県尾道市瀬戸田町林1288番地6 電話(0845)27-2943 FAX(0845)27-2927
法人設立年月日	平成10年7月13日

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所の名称	小規模多機能ホーム楽生苑みのりの里
地域密着型サービスの種類	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
介護保険指定事業所番号	3491100362
事業所の所在地	広島県尾道市瀬戸田町林1269番地3 電話(0845)25-6877 FAX(0845)25-6878
指定年月日	平成25年5月1日

#### (2) 施設の設備概要

食堂・居間	56.10㎡
居室(個室)	13.64㎡
浴室	1室(特殊浴)

### (3) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	<p>利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、通い・宿泊・訪問等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができることを目的とします。</p>
運営の方針	<p>事業所で提供するサービスは、利用者の一人ひとりの人権を尊重し、その人がその人らしく家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供します。</p> <p>事業所で提供するサービスは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。</p> <p>利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図り、利用者の心身の状況やその置かれている環境を踏まえて、通い・宿泊及び訪問を柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。</p> <p>事業所の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を図っていきます。</p> <p>事業所のサービス提供にあたっては、小規模多機能型居宅介護計画書に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者が日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供します。</p> <p>事業所では、居宅サービス事業者や他の保険医療機関との密接な連携を図り、サービスを提供します。</p> <p>事業所のサービス提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、わかりやすく説明を行います。</p> <p>利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話による見守り等を行い、生活を支えるための適切なサービスを提供します。</p> <p>利用者の要介護状態(要支援状態)の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を立て計画的に行います。</p>

### (4) 事業所の職員体制

職	職務内容	人員数
管 理 者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所の職員・業務の管理を一元的に行います。</li> <li>2 法令等において規定されている小規模多機能型居宅介護(介護予防小規模多機能型居宅介護)の実施に関し、職員に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。</li> </ol>	1名

介護支援専門員 (計画作成担当者)	1 適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成します。 2 連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行います。	1名
介護従事者	利用者に対し日常生活に必要な介護及び世話、支援を行います。	看護職員 1名以上 介護職員 8名以上

(5) 職員の勤務体制

職		勤務時間		
管理者	常 勤	午前8時30分から午後5時30分まで		
介護支援専門員 (計画作成担当者)	常 勤	午前8時30分から午後5時30分まで		
介護従事者	看護職員	常 勤	午前 8時30分から午後 5時30分まで	
		非常勤	午前 9時00分から午後 5時30分まで	
	介護職員	常 勤	日勤	午前 8時30分から午後 5時30分まで
			遅出	午前 9時00分から午後 6時00分まで
			夜勤	午後 4時00分から翌午前9時00分まで
	非常勤	非常勤		午前 8時30分から午後 1時30分まで
			午前 9時00分から午後 2時00分まで	
			午前 9時00分から午後 5時00分まで	

(6) 営業日、営業時間及び実施地域

営業日	年中無休
①通いサービス提供時間	基本時間 午前9時00分から午後4時00分まで
②宿泊サービス提供時間	基本時間 午後4時00分から翌午前9時00分まで
③訪問サービス提供時間	基本時間 24時間
通常の事業の実施地域	尾道市瀬戸田町、因島原町、因島洲江町

※緊急時及び必要時においては柔軟に対応します。

(7) 登録定員及び利用定員

登録定員	29名
通いサービス利用定員	18名
宿泊サービス利用定員	9名

### 3 提供するサービスの内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
介護計画の作成		<p>1 サービスの提供開始時に利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを柔軟に組み合わせ、援助目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画を作成します</p> <p>2 利用者に応じて作成した介護計画を交付し、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得ます。</p> <p>3 介護計画作成にあたって、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行います。</p>
相談・援助等		利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者・家族の相談に適切に応じ、支援を行います。
通いサービス及び宿泊サービスに関する内容	介護サービス	<p>1 移動・移乗介助 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへの移乗介助を行います。</p> <p>2 排せつの介助 介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、おむつ交換を行います。</p> <p>3 見守り等 利用者の安否確認等を行います。</p>
	健康のチェック	血圧測定・体温測定・利用者の健康状態の把握に努めます。
	機能訓練	<p>1 日常生活動作を通じた訓練 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。</p> <p>2 レクリエーションを通じた訓練 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。</p>
	入浴サービス	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴、部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）洗髪などを行います。
	食事サービス	<p>1 食事の提供及び食事の介助を行います。</p> <p>2 身体状況・嗜好・栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</p>
	送迎サービス	事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。

		ただし、道路が狭いなどの事情により自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
訪問サービスに関する内容	身体介護	<p>1 排せつ介助 排せつの介助・おむつの交換を行います。</p> <p>2 食事介助 食事の介助を行います。</p> <p>3 入浴等 入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。また、日常的な行為としての身体整容を行います。</p> <p>4 体位変換 床ずれ予防のため、体位変換を行います。</p>
	生活介助	<p>1 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。</p> <p>2 食事の準備 利用者の食事準備等を行います。</p> <p>3 住居の掃除 利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。</p> <p>4 洗濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。</p>
	その他	利用者の安否の確認等を行います。

## （２）小規模多機能型居宅介護職員の禁止行為

小規模多機能型居宅介護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対する訪問サービスの提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えた訪問サービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他の利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(3) 介護保険給付サービス基本利用料金

《小規模多機能型居宅介護費》

要介護度 (所定単位)		要介護 1 (10, 458)	要介護 2 (15, 370)	要介護 3 (22, 359)	要介護 4 (24, 677)	要介護 5 (27, 209)
サービス基本 利用自己負担額	1割	10, 458 円	15, 370 円	22, 359 円	24, 677 円	27, 209 円
	2割	20, 916 円	30, 740 円	44, 718 円	49, 354 円	54, 418 円
	3割	31, 374 円	46, 110 円	67, 077 円	74, 031 円	81, 627 円

《介護予防小規模多機能型居宅介護費》

要介護度 (所定単位)		要支援 1 (3, 450)	要支援 2 (6, 972)
サービス基本利用自己負担額	1割	3, 450 円	6, 972 円
	2割	6, 900 円	13, 944 円
	3割	10, 350 円	20, 916 円

※要介護度別に応じて定められた金額（省令によって変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。

※1か月ごとの包括費用（定額）です。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

※月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割した料金をお支払いいただきます。

※登録日とは、利用者と事業者が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日を言います。

※登録終了日とは、利用者と事業者の利用契約を終了した日を言います。

(4) 加算料金

次の要件を満たす場合、上記の基本利用料部分に次の料金が加算されます。

《小規模多機能型居宅介護》

加算名	1割	2割	3割
初期加算	30 円	60 円	90 円
認知症加算Ⅰ	920 円	1, 840 円	2, 760 円
認知症加算Ⅱ	890 円	1, 780 円	2, 670 円
認知症加算Ⅲ	760 円	1, 520 円	2, 280 円
認知症加算Ⅳ	460 円	920 円	1, 380 円
看護職員配置加算Ⅰ	900 円	1, 800 円	2, 700 円
看護職員配置加算Ⅱ	700 円	1, 400 円	2, 100 円
看護職員配置加算Ⅲ	480 円	960 円	1, 440 円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	750 円	1, 500 円	2, 250 円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640 円	1, 280 円	1, 920 円

サービス提供体制強化加算Ⅲ	350円	700円	1,050円
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200円	2,400円	3600円
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800円	1,600円	2,400円
訪問体制強化加算	1,000円	2,000円	3,000円
科学的介護推進加算	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算	14.6%		
中山間地域等提供加算	5%		

《介護予防小規模多機能型居宅介護》

加算名	1割	2割	3割
初期加算	30円	60円	90円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	750円	1,500円	2,250円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	640円	1,280円	1,920円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350円	700円	1,050円
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200円	2,400円	3,600円
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800円	1,600円	2,400円
科学的介護推進加算	40円	80円	120円
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	14.6%		
中山間地域等提供加算	5%		

※サービス体制強化加算・総合マネジメント加算・処遇改善加算・介護職員等ベースアップ加算は  
区分支給限度額の算定対象から除かれます。

(5) その他の費用について

次の金額は、利用料の全額が利用者の負担になります。

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求します。・1km 20円加算 上記金額に有料道路通行料を加算します。
② 交通費	通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1km 20円と有料道路通行料を加算します。
③ 緊急通院送迎費	利用者がサービス利用中に容体が悪化（事業所運営管理に起因するものを除く）緊急に通院受診をする必要が生じた場合、通常の事業の実施地域以外の医療機関等へ送迎を行った場合有料道路通行料を加算します。
④ 食事の提供に要する費用	朝食 320円 昼食 600円 おやつ 50円 夕食 580円
⑤ 宿泊に要する費用	1泊 2,100円
⑥ おむつ代	リハビリパンツ 200円 紙おむつ 170円 尿取りパッド 40円

⑦レクリエーション クラブ活動費用	利用者のレクリエーションやクラブ活動に要する材料費等の実費をいただきます。(写真代 1枚 50円)
⑧電気製品持込み料	利用者が個人用に持ち込む電気製品については実費をいただきます。 電気毛布 1日 80円      その他の電気製品 1日 50円
⑨その他	日常生活において通常必要とものに係る費用で、利用者が負担することが 適当と認められるものについては協議をして実費をいただきます。

#### 4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払方法について

①利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記アに係る請求書は、利用内訳を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者宛てに発送します。</p>
②利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振込み (イ) 利用者指定口座からの自動振込み (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から3か月以上遅延し、更に支払いの督促から14日以内に支払いがない場合、サービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いしていただきます。

#### 5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、「介護保険被保険者証」に記載された内容（被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）と、「介護保険負担割合証」に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用予定者が要介護認定を受けていない場合は、利用予定者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。  
また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な援助を行います。
- (3) サービス提供は「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」に基づいて行います。なお、「小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更します。
- (4) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に対するサービス提供に

関する具体的な指示は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

## 6 衛生管理等

### (1) 衛生管理について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに衛生上必要な措置を講じます。

### (2) 感染対策マニュアルについて

ノロウィルス・インフルエンザ等感染予防マニュアルを整備し職員に周知徹底します。  
また、職員への衛生管理に関する研修を毎年計画的に実施しています。

### (3) 他機関との連携について

- ア 事業所において食中毒及び感染症が発生し又は蔓延しないように必要な措置を講じます。
- イ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

## 7 緊急時の対応方法について

(1) 小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

(2) 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

協力医療機関	医療機関名	尾道市立市民病院
	所在地	広島県尾道市新高山3丁目1170番地177
	電話番号	(0848)47-1155
協力歯科医	医院名	かわばた歯科医院
	所在地	広島県尾道市瀬戸田町中野405番地7
	電話番号	(0845)27-0029

## 8 事故発生時の対応方法について

(1) 利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により事故が発生した場合は市及び利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 事故の状況及び事故に際してとった処置・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

(3) 利用者に対する小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	身体・財物補償 人格権侵害補償・経済的損害補償・管理財物補償 事故対応費用補償・対人見舞費補償

## 9 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	管理者 小倉 美香
消防用設備等	自動火災報知設備 火災通報装置 非常灯 誘導灯 スプリンクラー 消火器

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、通報、消火その他必要な訓練を行います。（毎年2回実施予定）

## 10 サービス提供に関する相談、苦情について

### (1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため事業所に窓口を設置します

	所在地 尾道市瀬戸田町林 1269 番地 3 電話番号 (0845) 25-6877 FAX 番号 (0845) 25-6878
<p>(苦情処理フロー)</p> <pre> graph TD     User[利用者] --&gt; Staff[職員]     User --&gt; Handler[苦情担当者]     Staff --&gt; Handler     Handler --&gt; Committee[苦情解決責任者 内部協議 (第三者委員)]     Committee --&gt; Display[事業所内に苦情内容及びその解決方法を掲示]     Committee --&gt; User2[利用者]         </pre>	
市（保険者）の窓口 尾道市福祉保健部高齢者福祉課 介護保険係	所在地 尾道市久保一丁目 15 番 1 号 電話番号 (0848) 38-9440 FAX 番号 (0848) 37-7260 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
公的団体の窓口 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 電話番号 (082) 554-0783 FAX 番号 (082) 511-9126 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

### (2) 第三者委員

- 苦情解決に社会性或客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るため第三者委員を設置する。第三者委員も相談・苦情の窓口となります。

第三者委員 松村 晃次	電話番号 (0845) 27-1601
第三者委員 村上 登貴子	電話番号 090-5375-1207

### 1 1 情報公開について

事業所において実施する事業の内容については、事業所玄関風除室に文書により掲示及びインターネット上に開設する社会福祉法人新生福祉会ホームページにおいて公開しています。

<https://www.rakusei.or.jp>

### 1 2 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「職員」という。）は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、職員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>(2) 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

### 1 3 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選任しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 小倉 美香
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施し、人権知識・意識の向上に努めています。
- (5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (6) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

#### 1.4 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

#### 1.5 運営推進会議の設置

小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び小規模多機能居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）についての知見を有する者とします。
開催	おおむね2ヶ月に1回以上
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言について記録を作成します。

#### 1.6 サービス提供の記録

- (1) 小規模多機能型居宅会議（介護予防小規模多機能型居宅会議）の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 重要事項説明の年月日

上記内容について、「尾道市指定地域密着型サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年尾道市条例第72号）」第84号、第86条、「尾道市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に関する事項並びに指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年尾道市条例第73号）」第49条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

年 月 日

私は事業者から上記内容の説明を受け内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

〒 \_\_\_\_\_  
 ご利用者（甲） 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は本人に代わり同意し、上記署名を行いました。

〒 \_\_\_\_\_  
 ご利用者代理人 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 (本人との関係 )

私は本人に代わり同意し、上記代筆を行いました。

〒 \_\_\_\_\_  
 ご利用者代筆者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
 (本人との関係 )

事業所 (乙)	所在地	広島県尾道市瀬戸田町林1269番地3
	法人名	小規模多機能ホーム楽生苑みのりの里
	代表者名	管理者 小 倉 美 香 印